

第2章 明日をになう彩の国の人づくり －教育活動の充実－

1 学習指導の充実

【現状と課題】

学習指導に求められることは、生徒一人一人に「生きる力」の知の側面を支える「確かな学力^{*2}」を育成することである。

県立高校においては、少人数授業、習熟度別授業など、生徒の実態に応じた様々な教育活動の取組を行い、生徒の学力向上に努めている。

今後も激しい変化が予想される社会の中で、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などに応じられるよう、教育課程の改善・充実を一層推進する必要がある。

【課題への対応】

生涯にわたって主体的に学び続ける意欲をはぐくみ、「確かな学力」を身に付けさせる指導方法の工夫や改善に取り組む。

また、生徒の個性や能力を十分に伸ばす学習指導を行えるよう、個に応じた多様な指導形態に対応できる条件整備を進める。

様々な体験活動を実施することで、人や地域などと直接ふれあう機会が少なくなっているといわれる高校生の「生きる力」を育てる。

生徒が、社会の変化に柔軟に対応できるよう、国際理解、情報、福祉、環境などの教育の充実に取り組む。

【主な取組】

(1) 確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、自ら学び自ら考える力を育成する。

ア 基礎学力の定着に向けた取組

少人数授業や習熟度別授業などの個に応じた指導方法の工夫・改善を進め、生徒の学習意欲を高めるとともに、学習習慣を確立させ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。

さらに、「県立高校教育活動総合支援事業^{*3}」の中で生徒の学力を向上させることをねらいとした施策を実施する。

イ 言語活動の充実

教科指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力などをはぐくむ観点から、言語に関する関心や理解を深め、言語に関する能力を育成する上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実する。

^{*2 確かな学力}：基礎的、基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を「確かな学力」と捉えている。

^{*3 県立高校教育活動総合支援事業}：県立高校が生徒の実態や各学校の課題に対応した事業を提案、実施することで、特色ある主体的な学校運営を促進し、魅力ある県立学校づくりを推進する。あらかじめ設定した4分野（確かな学力の育成、学校体育・スポーツの充実、専門分野の取組の充実、キャリア教育・進路指導の推進）の中から、各学校の応募により実施する。

ウ 授業時間の弾力化

授業の1単位時間は50分を標準とするが、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとめり、学び直しなどの学習活動の内容などを考慮して、授業時数を確保しつつ、授業時間の弾力化を推進する。

エ 新しい「学びのシステム」の構築

学び直しに対応する教育課程上の工夫や、ICT^{*4}を活用した学習システムを検討する。

○ 少人数授業や習熟度別授業の推進（ア関連）

中期	・少人数授業や習熟度別授業の推進(平成12年度～) 少人数授業 全日制121校、定時制7校(平成19年度) 習熟度別授業 全日制 75校、定時制8校(平成19年度)
後期	・少人数授業や習熟度別授業を継続して推進

○ 学力向上に関する推進事業の実施（ア関連）

中期	・教育課程改善委員会で研究(平成12年度) ・学力向上総合推進事業の実施(平成13～15年度) ・県立高校進学指導アドバンスプランの実施(平成16～18年度) 11校を実践推進校として委嘱 ・県立高校「学習力」育成研究事業 ^{*5} の実施(平成17～19年度) 委嘱校 7校(平成19年度) ・「進学指導総合推進校」 13校を指定(平成19～21年度) ・「学力向上推進校」 5校を指定(平成20～22年度)
後期	・各学校の学力向上に関する取組を継続して支援

○ 言語活動の充実（イ関連）

中期	・「ことばを中心としたプレゼンテーション技能の向上に関する研修会」の実施 (平成14～15年度) ・魅力的なプレゼンテーションができる話し方研修会(平成16年度～) ・県立高校「ことば力」向上推進事業 ^{*6} の実施(平成18～20年度)
後期	・生徒の言語環境を整える取組を継続して実施

*4 ICT : Information and Communication Technologyの略。情報通信におけるコミュニケーションの重要性がより一層高まると考えられることや、情報を有効に活用することの重要性を強調するためにITに変わりICTが用いられるようになっている。

*5 県立高校「学習力」育成研究事業：委嘱校が、年間指導計画表等をもとに、指導と評価の一体化を図り、組織的に生徒の学習力を育む取組を実践する。生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を目的として校内体制を整備し、複数、またはひとつの教科について研究を行う。そのために、職員研修の充実や公開授業を行う。

*6 県立高校「ことば力」向上推進事業：委嘱校が、生徒の読解力、思考力、表現力など言葉に関する能力を総合的に向上させることによって、効果的に社会に参加していく能力の育成を図り、日本や国際社会で活躍できる人材の育成に取り組む。

○ 授業時間の弾力化の推進（ウ関連）

中期	・65分授業の導入 11校(平成19年度)
	・90分授業の導入 4校(平成19年度)
	・70分授業の導入 1校(平成19年度)
	・45分授業と1日7時間授業の組合せの検討・実施(平成20年度)
後期	・30分授業の検討・実施(平成20年度) ・学校や生徒の実態などに応じた授業時間の弾力化を継続して推進

○ ICTを活用した学習システムの充実（工関連）

中期	・「彩の国教育情報化推進計画」の策定(平成14年度)
	・高等学校情報教育指導資料の作成(平成15年度)
	・県立学校間ネットワーク活用モデル事業の実施(平成16～18年度)
	・県立学校間ネットワークシステムの活用による教科研究会の研究促進 ・カリキュラム・サポートセンターの充実 ・ICTスキルアッププログラムの実施(平成17～19年度)
後期	・新しい「学びのシステム」としてICTを活用し、「わかる授業」を充実

(2) 体験活動の推進

「埼玉の子ども70万人体験活動^{*7}」の一環として、高校においては、豊かな人間性や社会性を身に付け、将来における自己実現の探求ができるよう、在学中に学校の特色を活かした5日の体験活動を教育課程に位置付けて実施する。

特に、就業体験（インターンシップ^{*8}）、児童などとのふれあい体験、社会奉仕活動、研究機関等実験実習体験などに重点を置いて推進する。

○ 高校生体験活動総合推進事業の推進((2) 関連)

中期	・学校間交流などの実施(平成16～18年度) 保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校など
	・高校生インターンシップ推進事業の実施(平成15～18年度)
	・奉仕・社会体験活動推進事業の実施(平成15～19年度)
	・体験活動発表会の実施(平成18年度～) ・高校生体験活動総合推進事業の実施(平成19年度～) 職場・勤労生産体験、社会奉仕・交流体験、研究機関体験などの推進
後期	・各高校で計画・実施される様々な体験活動を推進・充実

^{*7} 埼玉の子ども70万人体験活動：「豊かな人間性」や「社会力」の育成、将来における「自己実現」の探求をねらいとして、公立の小学校・中学校、県立高校の児童生徒が、在学中に学校や地域の特色を生かした様々な体験活動を行う取組。

^{*8} インターンシップ：実務的な知識や技術・技能にふれ、主体的な職業選択の力や職業意識を育成するため、地元の企業等の協力を得て行う職業現場での就業体験活動。

(3) 社会の変化に対応した教育活動の推進

時代の進展に対応する教育や、伝統と文化を尊重し国際性をはぐくむ教育を推進する。

ア 科学技術教育の推進

生徒に科学的なものの見方や考え方などの豊かな科学的素養を育成するため、大学や研究機関などと連携して体験的な学習や問題解決的な学習を充実する。また、生徒の日ごろの研究成果を発表する機会を充実させ、理科の学習への動機付けを与えるなど、科学技術教育を推進する。

イ 情報教育の推進

生徒の「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」をバランスよく育て、ＩＣＴ機器や情報通信ネットワークなどの情報手段を主体的に活用し、情報を積極的に収集、活用、伝達、発信できるようにする。

ウ 環境教育の推進

生徒が、節電や節水、ゴミの分別や減量化、リサイクルなど、エネルギー使用量削減の取組や、地球環境を保全する活動、地球温暖化を防止する活動などを実施できるよう、環境教育を推進する。

エ 伝統と文化を尊重する教育の推進

国際社会を主体的に生きる日本人を育成するために、地域の資源を活用しながら、伝統と文化についての理解を深め、わが国と郷土埼玉を愛する態度を養う。

オ 国際理解教育の推進

外国語指導助手（ＡＬＴ^{*9}）の活用や海外授業体験事業などを一層充実させ、国際社会の一員として活躍できる人材を育成する。また、今後も増加していくことが予想される外国人生徒の学習支援を充実させるとともに、日本人生徒との相互理解を促進させることにより、多文化共生の精神を育成する。

カ 福祉教育の推進

生徒が高齢者や障害者についての理解を深めることができるよう、介護や福祉に関するボランティア活動や特別支援学校などとの交流及び共同学習を推進する。

キ 起業家教育等の推進

経済のグローバル化やＩＣＴが急速に進展する社会の中には、課題に果敢に取り組むチャレンジ精神や、情報を収集・分析し、自ら判断する能力などを育成する起業家教育を推進する。また、生徒の健全な金銭感覚を養い、自立能力や社会性をはぐくむ金融（金銭）教育を進める。

^{*9} A L T : Assistant Language Teacherの略。高校で外国語を教える外国語指導助手。

○ 科学技術教育の推進（ア関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・「彩の国ホップ・ステップサイエンス事業」を実施し、理工系大学などで最新の科学体験の機会を提供(平成13～15年度) ・「理科教育総合推進事業」の充実(平成16～18年度) ・「サイエンス・アカデミー事業^{*10}」の実施(平成18年度～) ・「将来の日本をリードする人材の育成事業^{*11}」(平成19年度～) ・SSH^{*12} 指定校数 4校、 SPP^{*13} 採択件数 24校31件(平成20年度)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・「サイエンス・アカデミー事業」「将来の日本をリードする人材の育成事業」の充実 ・SSH指定校の取組の充実、SPPへの参加促進 ・観察・実験の指導のための条件整備 ・展覧会、発表会などの充実

○ 教育用コンピュータや情報通信ネットワーク等の整備（イ関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校で教育用コンピュータを整備しインターネットへ接続(平成11～13年度) ・校内LAN用コンピュータ、プロジェクタの整備(平成13～18年度) ・県立学校間ネットワークシステムの構築(平成14年度) ・教務事務処理システム及び指導用コンピュータの整備(平成15年度～)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ、プロジェクタ、教務事務処理システム、指導用コンピュータなどを引き続き整備 ・ネットワーク利用(e-ラーニング^{*14}など)による学習教材などの整備

○ 環境教育の推進（ウ関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校版環境ISOプログラムの試行・実施(平成16年度～) ・「エコ・消費者教育」推進事業の実施(平成16年度) ・環境教育研究指定校1校の委嘱(平成17～18年度) ・県立高校エコ改修事業(平成18～20年度) ・環境教育研究指定校2校の委嘱(平成19～20年度)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量削減の取組の実施 ・地球環境を守る活動の実施 ・地球温暖化を防止する緑化活動などの取組の実施 ・県立高校版環境ISOプログラムの実施 ・環境教育研究指定校の委嘱

^{*10 サイエンス・アカデミー事業}：将来の科学技術の担い手となる県立高校生の「理科離れ」「科学技術離れ」を防ぐため、豊富な知識と経験をもつ大学や試験研究機関の研究者・技術者による「活きた科学授業」を行ったり、高度な専門技術を生かしたものづくり体験等を通じて、創造性豊かな人材を育成する。

^{*11 将来の日本をリードする人材の育成事業}：最先端の研究を行っている大学での学習や、第一線で活躍する研究者を招聘しての学習などを通して、生徒の科学への関心・興味を高め、大学教育に繋げる事業。

^{*12 SSH}：(スーパー・サイエンス・ハイスクール)文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高校を指定する制度。カリキュラムの開発や大学、研究機関との効果的な連携方策についての研究を推進する。

^{*13 SPP}：(サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト)文部科学省の「次代を担う若者への理数教育の拡充」施策の一環として、大学・科学館等との連携により、生徒の科学技術、理科・数学に関する興味・関心と知的探求心等を育成することを目的とする事業。

^{*14 e-ラーニング}：通信ネットワークなど、ITを利用した教育研修システムのこと。集合研修に対して、時間や場所を問わないと柔軟で安価な研修が可能。

○ 伝統と文化を尊重する教育の推進（工関連）

中期	・県が設置した伝統と文化に関する学校設定科目の活用 ・学校設定科目「伝統・文化」指導資料の作成(平成19年度)
後期	・伝統と文化に関する学校設定科目設置校の拡大

○ 語学指導等を行う外国青年招致事業の充実（才関連）

中期	・延べ1,180人のALTを県立高校に招致(平成11～20年度)
後期	・JETプログラム ^{*15} 及びその他の形態により、ALTを県立高校に招致し、 外国語による実践的コミュニケーション能力の育成

○ 海外授業体験事業の充実（才関連）

中期	・インターリンクス事業による派遣(平成11～17年度) 派遣：延べ194校　受入：延べ32校 ・海外授業体験事業の推進(平成18年度～) 海外の授業体験及び高校生との交流活動
後期	・国際交流体験活動をさらに充実

○ 多文化共生事業の推進（才関連）

中期	・多文化共生推進委員を県立高校定時制課程11校に配置(平成19年度～) 外国人生徒の支援及び日本人生徒との相互理解の促進
後期	・外国人生徒の支援や日本人生徒との互恵的な教育活動をさらに充実

○ 教科「福祉」の実施校の拡大（力関連）

中期	・「福祉」実施校連絡協議会の実施(平成16年度～) ・「福祉」に関する科目設置校　21校(平成20年度) ・「福祉」に関する系列設置校　6校(平成20年度)
後期	・「福祉」に関する系列設置校や科目設置校の拡大 ・「福祉」実施校連絡協議会の充実

○ 起業家教育の充実（キ関連）

中期	・「起業家教育促進事業」の実施(平成16～17年度) ・「明日の埼玉を創る渋沢スピリッツ人材育成事業 ^{*16} 」の実施(平成18年度～) ・「起業家教育による地域特産品づくり推進事業」の実施(平成19年度～) ・「彩の国アントレプレナーシッププロモート事業 ^{*17} 」の実施(平成20年度～)
後期	・中期の取組を一層推進し、起業家教育を充実

^{*15 J E T プログラム}：「語学指導を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略。地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会(CLAIR)と協力して実施している事業。

^{*16 明日の埼玉を創る渋沢スピリッツ人材育成事業}：渋沢栄一の起業家精神を引き継ぐ人材の育成を目指すため、実在する企業から出された課題に対し、高校生が自らの力で解決を図ることにより、チャレンジ精神や創造性など、起業家精神の育成を図る事業。

^{*17 彩の国アントレプレナーシッププロモート事業}：Entrepreneurship(起業家精神)を醸成することが必要であるという認識に立ち、商業関係学科の生徒に、ビジネスに関する確かな知識と技術を身に付けさせるため、夏季休業中に各専門分野の優れた講師を招き、「アカウンティング講座」、「ビジネス情報講座」、「国際ビジネス講座」、「マーケティング講座」を実施し、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育成する事業。

2 心と体の教育の充実

【現状と課題】

現在の高校生は、一人一人の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化する一方、一部には学校生活に対する目的意識の希薄化なども見られる。

また、規範意識の低下やいじめなど人権に係る問題、不登校や中途退学などの様々な問題が存在する。

さらに、高校生の体力の長期的な低下・停滞傾向は、生涯にわたり健康を保持増進する上からも危惧されている。

このようなことから、心身ともに健康な生徒を育成するため、生徒の心身の発達段階を考慮し、心と体の教育をより一層推進するとともに、いじめ・不登校や中途退学を防止することが求められている。

【課題への対応】

学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方にに関する教育を充実する。さらに、社会人としての基礎・基本を身に付ける教育を充実させるとともに、家庭や地域社会との協力、関係諸機関との連携を通じて、規範意識や人権感覚を育成し、高校生活への意義を見いださせ、有為な社会人として必要な資質を養う。

生徒に自らの心身の健康や体力に対する理解や認識を深め、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる教育を推進するとともに、教職員研修会、研究協議、地域に対する研究委嘱を通じた学校健康教育を推進する。

いじめ・不登校への対応では、早期発見・早期対応を目指し、総合的な対策を講ずる。すべての生徒の心の健康を増進し、よりよい人格を形成するため、教職員が一体となった教育相談体制及び関係諸機関との連携による相談体制を整備・充実させる。

中途退学の防止を図るため、中学校・高校間の連携を推進し中学生の適切な進路選択を実現するとともに、教育課程の工夫や、特別活動・部活動・体験活動を充実することで、学校生活への適応力を育成し、好ましい人間関係をつくる力を身に付けさせる。

また、いったん勉学の道を断念したものの、再び学習したいという学ぶ意欲がある者への再チャレンジの支援を推進する。

【主な取組】

(1) 心と体の教育の推進

生徒の豊かな心と健やかな体を育成する教育をより一層推進する。

ア 人権教育の推進

生徒の人権感覚をはぐくむため、指導者を育成するとともに、指導内容・指導方法を改善する。

イ 道徳教育の充実

生徒自身が、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方にについての自覚を一層深める指導を充実する。

ウ 社会人としての基礎・基本を身に付ける教育の充実

あいさつや他人への接し方などの礼儀やマナーを身に付けさせるとともに、規範意識の醸成を通じて、有為な社会人として必要な資質を養う教育を充実する。

エ 心豊かな生徒の育成

学校、家庭、地域社会との連携を通して、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、基本的な倫理観、自立心や責任感、他者への思いやりなどの心豊かな人間性を育成する。

オ 特別活動における指導の充実

ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事などの特別活動における指導を充実し、学校生活への適応、好ましい人間関係づくりを進め、集団や社会の一員としての望ましい資質や能力を育てる。

カ アドベンチャー教育の推進

グループ全員で力を合わせ、高い壁を乗り越えるなどの冒険的要素を含む体験活動に取り組むことで、お互いを尊重し、協力し合う精神を育て、学校生活への適応を促進する。

キ 言葉を大切にする教育の推進

生徒が望ましい人間関係を形成し、円滑な社会生活を営んでいくため、「話すことや聞くこと」など言葉を大切にする態度を養い、「伝え合う力」を高める。

ク 健康・体力づくりを図る教育の充実

生徒が生涯を通じて、心豊かにたくましく生きるために、一人一人が自らの心身の健康や体力に対する理解や認識を深め、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

ケ 問題行動の防止

生徒指導研究協議会などにおける研修・情報交換により各学校の生徒指導体制を一層充実する。

また、家庭や地域社会、関係諸機関との連携により、問題行動を防止する。

○ 人権教育の推進（ア関連）

中期	・人権感覚育成プログラム「『自分』『人』彩発見プログラム」作成（平成19年度） ・学校における人権教育ファシリテーター養成講座 ^{*18} の実施（平成20年度）
後期	・人権感覚育成プログラムの活用を促進し、指導方法を工夫・改善

○ 道徳教育の充実（イ、ウ、エ関連）

中期	・彩の国心のほっと塾事業 ^{*19} 県立高校10校で実施（平成16～19年度） ・夢と豊かな心をはぐくむ講演会事業 県立高校10校で実施（平成20年度）
後期	・実施方法や効果の普及などに創意工夫を凝らしながら、人間としての在り方生き方を考えさせる、心に響く道徳教育をさらに充実

*18 人権教育ファシリテーター養成講座：(facilitator「促進者」) 公立高校等の人権教育担当者を対象として、人権感覚育成プログラムの活用を促進するための指導者を養成する講座。

*19 彩の国心のほっと塾事業：社会人としての基礎・基本を身に付けさせるため、専門分野の優れた社会人を講師に招き、心の教育に資する講演会を実施し、講師とのふれあいを企画するなど創意工夫を生かしながら、生徒の心に響く道徳教育を推進する事業。

○ 集団活動教育の推進（才、力関連）

中期	・各種研修会の実施(平成16～19年度) 人間関係を豊かにする特別活動実践講座研修会、 特別活動に生かす集団活動実践講座、 心をひらくアドベンチャー教育研修会
	後期 ・「集団活動体験研修」(年次研修)の実施

○ 言葉を大切にする教育の推進（キ関連）

中期	・「心に残る『言葉』100選」の作成(平成17年度)
	後期 ・言葉を大切にする教育を一層推進

○ 心身の健康問題解決に向けた研修会等の推進（ク関連）

中期	・相談医派遣事業 ^{*20} の実施 ・指導資料「養護教諭が行う心と体への健康相談活動」、「健康相談活動実践事例集 かたりすと」の活用(平成16年度～)
	後期 ・健康相談活動研修会の開催 ・地域関係機関と連携した研修会 ・相談医派遣事業の充実

○ 薬物乱用防止教育の推進（ク関連）

中期	・薬物乱用防止教室を開催(平成11年度～) ・啓発資料「ストップ・ザ・スピード」をすべての県立高校に配付、 薬物乱用防止教育教材(VTR)の作成・配付(平成14年度) ・「学校における薬物相談マニュアル」作成 全教職員に配付 ・「飲酒、喫煙、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の作成、活用について 「薬物乱用防止研修会」の実施 ・新入生全員と保護者に薬物乱用防止リーフレットの配付(平成16年度～)
	後期 ・保護者や地域関係機関が参加する薬物乱用防止教室の開催 ・薬物などに関する意識調査の実施の促進

○ 体力向上を目指す体育授業や体育的活動の促進（ク関連）

中期	・中・高等学校版「ステップアッププログラム」の実践(平成15年度～) ・「体力向上目標値」の活用(平成17年度～) ・生徒一人一人の「体力プロフィール」の活用(平成19年度～) ・「体力向上のための指導資料」の活用(平成19年度～)
	後期 ・体育授業、部活動での中・高等学校版「ステップアッププログラム」の充実

*20 相談医派遣事業：日常的な児童生徒の心身の充実のため、学校の要請により、各診療科の専門医による研修会を開催する等、地域保健と連携し、児童生徒の心身の健康相談活動を行う事業。

○ 生徒指導に係る研修等の充実 ((1) 関連)

中期	・高等学校生徒指導担当者研究協議会(平成16～20年度) 校内生徒指導体制の点検と校内研修の実施 スクールカウンセラーなどを活用した校内研修の実施
後期	・高等学校生徒指導担当者研究協議会の充実 ・小中高が連携した生徒指導研修の充実

○ 中高連携や学校、家庭、地域社会との連携による問題行動防止活動の推進 (ヶ関連)

中期	・「地域非行防止ネットワーク推進員」の配置(平成14年度～) サポートチーム編成による非行防止活動を推進 ・「地域非行防止ネットワーク推進会議」の設置(平成14年度～) ・非行防止教室の実施
後期	・小中高が連携したサポートチームの編成をさらに推進

○ 非行防止連携充実事業 (ヶ関連)

中期	・非行防止連携充実事業の実施(平成16年度～)
後期	・非行防止連携充実事業の推進 学校と警察との連携に関する具体的な取組や課題などについて、 非行防止連携充実会議で協議し、連携した取組を推進

(2) いじめ・不登校対策の推進

いじめ・不登校防止のための総合的な対策を実施する。

また、教職員の教育相談体制の整備及び関係諸機関との連携による相談体制を充実する。

ア いじめ・不登校の防止と早期発見

いじめ・不登校の防止や早期発見・早期対応を目指し、教職員の指導力を向上するとともに、家庭や地域社会との協力、関係諸機関と連携する。

イ 教職員の学校カウンセリング能力の育成と活用

教職員の学校カウンセリング能力を向上させるため、研修内容を一層充実し、その修了者を効果的に活用する。

ウ カウンセラー等の配置

生徒の心の悩みなどの個別相談や、教職員への助言を行う専門的知識・経験を有する臨床心理士を配置する。

○ ネットいじめ等対策事業の推進 (ア関連)

中期	・ネットいじめ等対策事業(平成20年度) ネットいじめ等対策検討委員会の設置 「携帯電話の利用状況等に関する実態調査」の実施 「ネットいじめ等の予防と対応策の手引き」の作成
後期	・「ネットいじめ等の予防と対応策の手引き」の活用と、ネットいじめの問題を解消する事業を推進

○ 学校カウンセリング研修の推進（イ関連）

中期	・高等学校等初級カウンセリング研修会の実施(平成12年度～) ・高等学校初任者研修会において学校カウンセリング研修(初級程度)の実施 (平成18年度～)
後期	・カウンセリング研修の推進

○ 高校を訪問するスクールカウンセラーの配置（ウ関連）

中期	・教育事務所配置のスクールカウンセラーを活用するとともに、一部の高校に スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実（平成13年度～）
後期	・スクールカウンセラー活用の推進

○ 総合教育センターの指導・相談体制の充実 ((2) 関連)

中期	・臨床心理の専門家、嘱託医、電話相談員の配置(平成11年度～) ・電話相談 365日、24時間対応(平成19年度～)
後期	・取組を再検討し、相談体制を充実

（3）中途退学問題への対応

中途退学の理由として、もともと高校生活に熱意がない、授業に興味がわかないなどの「学校生活・学業不適応」が半数以上を占める。中学校と高校が連携して中学生の適切な進路選択を実現するとともに、学校生活に意義を見いださせることが重要である。

また、やむを得ず中途退学した生徒や進路変更を考えている生徒が学び直しのできるシステムを充実する。

ア 進路指導における中学校と高校の連携の強化

高校の教員が中学校における進路指導に積極的に関わり、保護者とともに高校の選択が適切に行えるよう中高連携を強化する。

イ 中学生の適切な高校選択のための学校情報の提供

中学校訪問による情報提供だけではなく、学校説明会の充実、学校紹介のホームページの活用など、学校情報を積極的、効果的に提供する。

ウ 教育課程の改善

わかる授業や習熟度別授業により基礎学力を定着させながら、多様な選択科目の設置、履修と修得に差を設けるなど、単位制システムを活用する。

エ 体験活動の充実

自分自身が社会の一員としてかけがえのない存在であると自覚し、意義のある高校生活を送ることができるよう、高校への適応能力の向上及び人間関係づくりを目的とした体験活動プログラムを実施する。

オ 再び学べる高校のシステムの充実

中途退学者の再入学制度^{*21} や転編入学制度^{*22} を一層弹力的に運用する。

また、学ぶ意欲と熱意をもつ者がいつでもどこでも学べる、昼夜開講の単位制による定時制・通信制高校の設置を推進する。

*21 再入学制度：中途退学した生徒が、同じ高校で再び学びたい希望がある場合、入学を許可することができる制度。

*22 転編入学制度：転入学は、高校に在籍している生徒が他の高校に転校すること。編入学は、海外の学校、特別支援学校に在籍する生徒、あるいは過去に高校を中途退学した者が、他の高校の第1学年の途中または第2学年以上の学年に入学すること。

○ 中学校と高校による「連絡協議会」の充実(ア、イ関連)

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・地区進路指導対策協議会の開催(平成11年度～) →平成18年度から「地区進路指導・キャリア教育研究協議会」に名称変更
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・地区進路指導・キャリア教育研究協議会において、「中・高連携の在り方」などについて研究協議

○ 県立学校ホームページ及び体験入学等の充実(イ関連)

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを利用した学校情報公開の開始(平成12年度～) ・すべての県立高校におけるホームページの開設(平成15年度) ・学校説明会、体験入学などの実施(平成11年度～)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・入試改善に伴い各学校の選抜基準を積極的に公開するなど、各県立高校のホームページの内容を充実 ・学校説明会、体験入学などの内容充実

○ 自分発見！高校生体験活動プログラム事業の推進（工関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・アドベンチャー教育実践モデル校の指定(平成15～17年度) ・フレッシュ高校生社会体験活動プログラム実施 10校(平成20年度～) ・リカバリープログラム実施 5校(平成18年度～) ・冒険プログラム実施 5校(平成18年度～) (※アドベンチャー教育を発展させた形で「冒険プログラム」を立ち上げ) ・ステップアッププログラム実施 5校(平成19年度～) (※冒険プログラムに「ステップアップ授業・補習」を加え、名称変更) ・中途退学防止マニュアル作成委員会の設置(平成20年度) ・「中途退学防止の手引」の作成(平成20年度)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・フレッシュ高校生社会体験活動プログラムの充実 ・ステップアッププログラムの充実 ・「中途退学防止の手引」の活用

○ 転編入学の円滑な受入れの一層の推進（才関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・「彩の国さいたま公立学校ナビゲーション」による音声・FAXでの転編入学情報サービスの促進(平成11年度～) ・全日制課程における転編入学の弾力的な運用の促進(平成16年度～) ・中途退学防止に向けた転入学試験の実施(平成19年度～)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・「彩の国さいたま公立学校ナビゲーション」による転編入学情報サービスの一層の向上 ・転編入学の弾力的な運用による再チャレンジの支援 ・中途退学防止に向けた転入学試験の継続実施

3 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

【現状と課題】

本県では、平成15年3月に「彩の国障害者プラン21」を策定し、「ノーマライゼーションの理念の実現には、障害のあるなしに関わらず、子どものころから共に育ち共に学ぶことが大切」とし、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流による「心のバリアフリー」をはぐくむ教育の重要性を示した。

また、平成19年3月には「彩の国障害者プラン21」を見直し、新たに「埼玉県障害者支援計画～共に学び、働き、チャンスあふれた社会をめざして～」を策定し、障害のある人もない人も、分け隔てられることなく共に生活する「共生社会」の実現を目指している。

平成19年4月に開校した高等養護学校2校においては、障害のある生徒が社会参加や自立できる力を身に付けることを目的とし、職業教育に重点を置き、一般就労率100%を目指している。

また、平成20年4月に開校した高校内特別支援学校高等部分校3校においては、高校との交流及び共同学習を積極的に進めるとともに、後期中等教育における就労支援の充実などを設置の趣旨としている。

今後、特別支援学校との交流及び共同学習を積極的に推進するとともに、高校における特別な支援を必要とする生徒に対する支援が必要となる。

【課題への対応】

他人の痛みが分かり、お互いを支え合える豊かな心をはぐくむ人づくりを行うために、高校・特別支援学校との間で福祉体験としての交流や、文化祭・体育祭などの学校行事、日常の授業などにおける交流及び共同学習に積極的に取り組む。

また、特別な支援を必要とする生徒への対応については、国の「高等学校における発達障害支援モデル事業」を参考にするとともに、特別支援学校との連携により、受入体制、教育課程、指導内容・方法、就労支援などを研究する。

さらに、エレベーター、トイレ、スロープ及び手すりなどを計画的に整備し、一層のバリアフリー化を推進する。

【主な取組】

(1) 特別支援学校との交流及び共同学習の推進

福祉教育を一層充実するとともに、学校行事などを通じて計画的、積極的に交流及び共同学習を推進する。

また、高校内分校や、高校と特別支援学校が隣接するなどの立地条件にある場合には、授業における日常的な交流及び共同学習についても研究する。

○ 交流及び共同学習の推進((1)関連)

中期	・福祉体験としての交流や、文化祭・体育祭などの学校行事における交流 及び共同学習の推進（平成16年度～）
後期	・日常の授業における交流及び共同学習の研究

(2) 高校における特別な支援を必要とする生徒への対応

学校教育法第81条では、小学校、中学校、高校などにおいて、発達障害を含む障害のある児童生徒や教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨、規定されている。

各高校においては、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーター^{*23}の指名を行い、特別支援教育体制を整備するとともに、必要な生徒には個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、適切な支援を行う。

併せて、特別支援学校との連携により、受入体制、教育課程、指導内容・方法、就労支援などについて研究する。

また、障害の種類や程度のほかに、学力や卒業後の進路などを踏まえ、可能な限り多様なバリアフリー化を推進する。

○ 特別支援学校との連携 ((2) 関連)

中期	・高校内特別支援学校高等部分校3校開校(平成20年度) 大宮北養護学校さいたま西分校(大宮武蔵野高校内) 川越養護学校川越たかしな分校(川越初雁高校内) 三郷養護学校草加分校(草加西高校内)
	・特別支援学校のセンター的機能を活用し、高校における特別な支援を要する生徒への支援を推進

○ バリアフリー化の推進((2)関連)

中期	・快適ハイスクール施設整備事業 56校実施 (身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置及び外部出入口の改修など) ・エレベーター 16校に設置
	・エレベーター、身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置、及び外部出入口の改修などを計画的に実施

*23 特別支援教育コーディネーター：各学校で特別支援教育の推進のため、校内委員会・校内研修会の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

4 進路指導の充実

【現状と課題】

高校には多様な能力・適性、進路希望などをもつ生徒が入学している。このため、これらの生徒一人一人の個性や能力を生かし、その夢や希望を実現する進路指導が求められている。

また、若年者の雇用環境も急速に変化しており、生徒の望ましい勤労観・職業観を確立し、人間としての在り方生き方の指導としての進路指導を推進することが必要である。

今後、生徒の主体的な進路選択の能力や態度を育成し、生徒の個性、進路希望などを踏まえた指導内容・方法の工夫・改善をしなければならない。

また、生徒の進学希望を実現するための進学指導の充実及び、ニート^{*24} やフリーター^{*25} の発生を防止するための就職支援が課題である。

【課題への対応】

生徒が主体的に進路を選択できる能力や態度を育成するために、高校生活を見通した系統的・組織的なキャリア教育を推進する。

進学指導の研究推進校を指定し、生徒が自らの希望を実現できる進学指導について実践的に研究し、その成果を県立高校全体に普及させる。

また、進路ガイダンスやキャリアカウンセリングなどの機能を充実させるとともに、関係機関と連携することにより、生徒の就職を支援する。

【主な取組】

(1) 高い志をはぐくむ教育の推進

将来の在り方生き方について考えながら、主体的に進路を選択できる能力・態度を育成し、生徒の高い志をはぐくむ教育を推進する。

ア 体験的な学習の充実

生徒に職業や将来の進路について考えさせるため、就業体験(インターンシップ)、ボランティア活動及び大学・短大・専門学校への体験入学などを充実する。

イ 大学・企業や地域社会との連携

大学や企業などの関係者、地域の専門家あるいは経験豊かな講師などによる進路意識啓発講演会の開催を支援する。

また、生徒の興味・関心を喚起し、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、大学の教員や大学生を高校に招き、専門分野の学問の紹介や講義を行ったり、高校生が大学での講義を聴講できる機会を設けたりすることにより、大学レベルの教育などに触れる機会を拡大する。

ウ 進路情報の収集・活用と進路相談の充実

進路情報資料を有効に活用するため、資料室の整備を進めるとともに、図書館や情報通信ネットワークの活用を推進する。

また、生徒がいつでも進路に関する相談ができるよう体制を充実する。

*24 ニート：年齢15～34歳の非労働力人口(就業者と完全失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない人。

*25 フリーター：年齢15～34歳の学校卒業者(女性は未婚に限る)のうち、①アルバイト、パートの人、または②現在無業の人についてはアルバイト、パートを希望している人。

○ 系統的・組織的なキャリア教育の推進 ((1) 関連)

中期	・高校生インターンシップ推進事業の実施(平成15～18年度) ・キャリアカウンセラー養成研修講座の実施(平成18年度～) ・キャリア教育指導資料の作成(平成20年度)
後期	・キャリア教育指導資料の活用促進 ・各学校における系統的・組織的なキャリア教育の全体計画の策定及び推進

○ 彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業^{*26} の充実 ((1) 関連)

中期	・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」の実施
後期	・進路意識啓発講演会の開催

○ 大学等における聴講制度の充実・普及 (イ関連)

中期	・大学や専門学校における学習成果を単位認定 14校 233人 (平成19年度)
後期	・大学や専門学校などにおける聴講制度の充実・普及 ・「学校外における学修成果の単位認定」の推進

○ 情報通信ネットワークの活用 (ウ関連)

中期	・校内LAN用コンピュータの整備(平成13～18年度) ・県立学校間ネットワークシステムを構築し、インターネットによる情報収集の充実(平成14年度～)
後期	・進路情報収集の一層の充実

(2) 進路希望実現に向けた支援と事業の推進

各学校の計画的、組織的、継続的な進路指導の取組に対して必要な支援を行う。

ア 進学指導研究推進校の指定

大学への進学希望者が増加している現状を踏まえ、進学希望の多い高校を対象とした進学指導総合推進事業を推進し、各学校の実態に応じた進学指導を充実するとともに、研究成果を県内に広め、県立高校全体の進学指導を充実する。

イ 就職指導の支援

就職希望者の多い高校を対象に、新規高校卒業者の採用枠の拡大や求人開拓などができるよう、経済団体などと連携して積極的な支援・援助を行う。

また、未就職のまま卒業した生徒にも、県担当課室や公共職業安定所（ハローワーク）などと連携し、ニートやフリーターにならないよう、引き続き支援する。

*26 彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業：生徒が自らの在り方生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意思と責任で自らの進路を選択、決定することの重要性について、生徒・保護者の意識を啓発するために、各高校が進路指導の年間計画に基づいて「進路意識啓発講演会」を実施することを指導・援助する事業。

○ 進学指導研究推進校の指定（ア関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・「進学指導アドバンスプラン」で進学指導推進校(11校)を指定(平成16～18年度) ・進学指導研究協議会の実施(8校を指定)（平成17年度～） ・「進学指導総合推進事業」で進学指導研究推進校(13校)を指定(平成19年度～)
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに進学指導研究推進校を指定し、生徒が自らの進路希望を実現できる計画的・組織的な進路指導について実践的に研究 ・進学指導研究推進校などの先進的な研究成果を普及
後期	

○ 高校生の就職促進に関する支援（イ関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導研究協議会、就職セミナーの開催(平成11年度～) ・新規高卒者就職面接会の実施(平成11年度～) ・「彩の国就職指導員配置事業」により就職指導員を配置(平成12年度～) ・「高等学校就職支援教員」の配置(平成14年度～) ・「就職支援アドバイザー」の配置(平成17年度～)
	<ul style="list-style-type: none"> ・中期までの取組を検証し、更に充実
後期	

○ 公共職業安定所（ハローワーク）や経済団体等との連携強化（イ関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所(ハローワーク)及び経済団体などとの連絡・連携の強化(平成11年度～) ・求人・求職の拡大に向け、県教育局職員による経済団体などへの就職促進訪問の実施(平成11年度～) ・埼玉県地域労使就職支援機構との連携による「四者面談会」の実施(平成15～20年度) ・県内各公共職業安定所(ハローワーク)に駐在する若年者ジョブサポーターの定時制課程への派遣促進(平成18年度～) ・ヤングキャリアセンター埼玉、若者自立支援センター埼玉などと連携し、未就職卒業生徒の就職促進(平成18年度～)
	<ul style="list-style-type: none"> ・中期までの取組を検証し、更に充実
後期	

○ 高校・企業及び関係者による連絡協議会の開催（イ関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内経済団体(経営者協会など)と高等学校長協会進路指導部会などによる「埼玉県高等学校就職問題検討会議」の開催(平成14年度～) ・求人・求職の拡大に向け、県教育局職員による経済団体などへの就職促進訪問の実施 ・求人・求職の拡大や就職に係る課題について協議するための懇談会の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・中期までの取組を検証し、更に充実
後期	

○ 資格取得の奨励（イ関連）

中期	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等学校職業教育技術顕彰制度」の実施(～平成14年度) ・「高校生専門資格等取得表彰奨励事業」の実施(平成15年度～)
	<ul style="list-style-type: none"> ・「高校生専門資格等取得表彰奨励事業」の一層の充実 ・普通科高校における資格取得の奨励
後期	

5 部活動の充実

【現状と課題】

部活動の教育的意義は、スポーツ・文化にふれる楽しさに加え、体力の向上や、人間的な成長、友達づくりなどの社会性を身に付ける上でも、生徒、保護者、教職員のいずれからも高く評価され、その価値が認められている。しかしながら、少子化に伴う部員数の減少や顧問の高齢化、生徒の価値観の多様化や意識の変化などに対応した部活動の運営の在り方が課題となっている。

【課題への対応】

生徒の個性や能力を生かし、豊かな人間性をはぐくむため、学校教育の一環として、教育課程と関連づけた部活動の運営を推進するとともに、顧問の指導力を向上させる。

また、開かれた部活動を推進するため、地域指導者の活用や地域のクラブ活動と交流するとともに、複数学校間の連携を促進する。

【主な取組】

(1) 生徒の豊かな人間性をはぐくむ部活動の推進

生徒の心と体の発達、学年を超えた集団による人間的なふれあいや仲間づくり、授業を離れた教職員とのふれあいの場として、意義がある部活動を展開する。

ア 適切な部活動の運営

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するよう、適切な運営を図る。

また、生徒の実態に応じ、活動日数、活動時間、休養日などの適切な設定について十分配慮する。

イ 指導力の向上

指導経験の浅い教職員には、指導者講習会に積極的に参加させるなどして、指導力を向上させる。

○ 文化部活動への支援（ア、イ関連）

↓	・県高等学校総合文化祭の実施及び支援(平成11年度～)
中期	・全国高等学校総合文化祭参加への支援(平成11年度～)
後期	・中期までの支援を継続して実施

○ 運動部活動指導資料の改訂・充実（ア、イ関連）

↓	・「運動部活動Q&A」を改訂し、各高校へ配布(平成12年度～)
中期	・「運動部活動Q&A・II」についてホームページ開設(平成15年度～)
後期	・「運動部活動Q&A・II」を改訂し、各高校へ配布(平成16年度～) ・「運動部活動Q&A・II」の内容の検討及び充実

○ 指導者講習会の充実（ア、イ関連）

↓	・中学校・高等学校運動部活動指導者講習会の開催(平成12年度～)
後期	・指導者講習会の充実

(2) 開かれた部活動の推進

部活動を通して、地域・保護者からの学校に対する信頼や協力を得ることは、地域に開かれた学校づくりに資するものである。このため、「埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例」及び「埼玉県スポーツ振興計画^{*27}」などに基づき、学校外の指導者を活用するなど、開かれた部活動を推進する。

ア 地域指導者の活用や地域のクラブ活動との交流

生徒のスポーツ・文化に対する多様なニーズに応えるため、各学校の実態に応じて、地域の専門的な外部指導者や国内外で活躍する本県関係競技者及び指導者を活用するなど、生徒・外部指導者と一体となった活動を推進する。

イ 複数学校間の連携の推進

生徒数の減少などにより、1校だけでは部活動を運営し難い場合、近隣の学校との合同部活動を推進する。その際、学校や指導者のねらい、運営の方法などを明確にし、学校や顧問の間で十分連携し、生徒一人一人への配慮が行き届くようにする。

また、合同チームによる大会への参加ができるよう、大会参加規定の弾力化を推進する。

○ 地域連携の推進（ア関連）

中期	・運動部活動地域連携促進事業の実施(平成11～13年度)
	・高等学校体育連盟専門部顧問医制度についての検討及び導入 (平成12年度～)
	・彩の国スポーツアシスタント派遣事業の実施(平成14～17年度)
	・運動部活動外部指導者活用事業の推進(平成16年度～)
	・社会体験特別講師(茶道、華道、箏曲)の派遣(平成17年度～)
後期	・部活動への外部指導者の活用を推進

○ 総合型地域スポーツクラブなどの連携の推進（ア関連）

中期	・ホッケー、スケート、相撲、体操の4種目でモデル事業の研究(平成12～13年度)
	・合同部活動を視野に入れた総合型地域スポーツクラブ設立の推進(平成13年度～)
	・各市町村における総合型地域スポーツクラブ設立の促進(平成16年度～)
後期	・各市町村における総合型地域スポーツクラブ設立の促進と運営の充実

○ 合同部活動の推進（イ関連）

中期	・柔道、剣道の2種目でモデル事業の研究(平成12～13年度)
	・学校間の連携による合同部活動の研究(平成13年度～)
	・運動部活動地域連携実践事業(蕨市)の実践研究(平成14年度～)
	・実践研究の成果を踏まえた地域における合同部活動の推進(平成16年度～)
後期	・実践研究の成果を踏まえ、合同部活動を引き続き推進

*27 埼玉県スポーツ振興計画：すべての県民が、生涯にわたってより活発にスポーツ活動に親しめるよう、長期的な展望に立った本県スポーツ振興の指針となる計画。

○ 各種大会参加規定の見直しの促進（イ関連）

中期	・支部大会における合同チーム参加の促進(平成12年度～) ・県大会における合同チーム参加(オープン参加・非公式戦トーナメント)の実施促進
後期	・合同チームによる大会参加の実施を引き続き促進